

**「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則
の一部を改正する省令案等」に対する意見**

2019年3月7日
日本商工会議所

1. 分野横断的事項

(1) 平成31年度以降の調達価格等の検討について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
1	3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ エネルギー基本計画に基づき再生可能エネルギーの主力電源化を進めるため、発電コストを他の電源と比較して競争力ある水準まで低減させ、FIT制度からの自立を図っていく方針を支持する。 ▶ 今般の施行規則改正に基づき、コスト低減の加速化をより一層促進する方策が、事業者の理解を得ながら機動的に実施されることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度における2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7~4.0兆円)に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。
—	3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 系統制約克服のための系統設備増強については、国民負担の抑制や費用対効果の観点から慎重な検討を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再生可能エネルギーの急速な導入の拡大や地域偏在によって系統制約が発生している。 ▶ 系統増強を行う場合、莫大な費用が発生するが、再生可能エネルギーの導入拡大のみならず、安定供給、需給変動の調整力のあり方など様々な観点を踏まえた系統増強の必要性に関する十分な検討を行うとともに、その投資の原資確保のあり方を検討すべきである。その際、FIT賦課金に依存しない形とすべきである。
—	5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地熱発電を「地域との共生を図りつつ緩やかに自立化に向かう電源」に位置付け、検討を行ったことを評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地熱発電について、わが国は豊富な資源を有しているにもかかわらず、2017年度末の導入量は54万kWであり、エネルギーミックス(140~155万kW)で掲げた水準の40%弱に留まっている。 ▶ 地熱発電は開発に長期間を要する電源であることから、太陽光発電等と分けて、中長期の視点で導入促進を図ることは合理的である。
—	5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「急速なコストダウンが見込まれる電源」に含まれる太陽光・風力・バイオマス(大規模一般木材等及びバイオマス液体燃料)については、エネルギーミックスで掲げた導入量と整合性を持たせた形での導入を目指し、認定量のコントロールや国民負担抑制のための調達価格引き下げを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 太陽光発電については、2018年12月に調達価格の適用のあり方等の見直しが行われ、未稼働案件発生防止のための踏み込んだ施策が取られたことを評価する。 ▶ 一方、太陽光において未稼働案件が発生したことを鑑みれば、FIT制度開始前の導入量と2017年度末時点の認定量を合わせたものが1,070万kW(エネルギーミックス水準の約1.5倍)にのぼるバイオマス発電についても相当数の未稼働案件の発生等が危惧される。 ▶ 未稼働案件の発生を未然に防ぐためにも、エネルギーミックス水準に達した区分の調達価格を大きく下げるなど、「急速なコストダウンが見込まれる電源」の認定量をコントロールする視点が重要である。
—	6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2020年度末までに行われる予定のFIT制度抜本の見直しに向け、コスト低減のための施策(入札制度の拡大、IRR・調達価格の見直し等)を総動員し、国民負担の抑制を図るべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ わが国における再生可能エネルギーの発電コストは逡減しているが、なお諸外国に比してわが国のコストは高い水準にあり、累年の低減幅の差は拡大している。 ▶ すみやかに高コストの原因解決を図らなければ、再生可能エネルギーはコスト競争力を失

			うばかりか、過大な国民負担により、国民の理解までも失いかねない。
--	--	--	----------------------------------

(2) 価格目標の水準について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
11	11・14	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業用太陽光発電における価格目標の達成年限を5年間前倒し、「2025年に運転開始する案件の平均的な発電コストで7円/kWh」とすること、住宅用太陽光発電において「2025年に運転開始する平均的な案件で売電価格が卸電力市場価格並み」を目指すことを評価する。 ▶ 一方で、世界では既に平均的な案件の事業用太陽光発電コストが10円/kWh程度となっており、今後もコスト低減が進むことが見込まれる。上記価格目標で立ち止まることなく、コスト動向を注視しながら、間断なく、より意欲的な目標設定を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ FIT制度における2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7～4.0兆円)に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。
11	36～37	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 陸上および着床式洋上風力発電の価格目標は「2030年発電コスト8～9円/kWh」という水準を据え置かず、太陽光発電と同様に、達成年限の前倒しを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 風力発電の買取価格について、わが国の価格は他国の水準と比較して高く、陸上風力における発電コスト(「平成31年度以降の調達価格等に関する意見」P35参考37)の低減も確認できていない。 ▶ 一方、定期報告を行った陸上風力発電事業者の約1割が10円/kWh未滿で事業を実施している。「急速なコストダウンが見込まれる電源」として、風力発電のFIT制度からの自立を図るためには、現時点の延長で価格目標を設定するのではなく、政府としてコスト低減を目指す姿勢をより強く打ち出し、事業者の取り組みを後押しすべきである。
11	54～55	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バイオマス発電のうち、大規模一般木材等およびバイオマス液体燃料については、明確な価格目標を設定すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記の電源は「急速なコストダウンが見込まれる電源」と位置付けられていることから、同じ位置づけである太陽光や風力と同様に、価格目標を明確に設定し、コスト低減のロードマップを示すべきである。

(3) 入札制度について

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
12	80	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2019年度においても、太陽光は2回、バイオマスは1回の入札が予定通り行われることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 2018年度下期に実施された太陽光の第3回入札では、最低落札価格、加重平均落札価格ともに入札対象範囲外の調達価格よりも低いという結果になった。したがって、入札制度がコスト低減効果をもたらすことが確認できたといえる。 ▶ 一方で、「平成31年度以降の調達価格等に関する意見」には、事務手続きの進捗状況等により太陽光の入札を1回とする場合がある旨の記載がある。 ▶ 入札がコスト低減効果をもたらす可能性が高い中で、入札の実施回数を減らすことは、国民負担抑制の貴重な機会を逸失することになりかねない。

13～15	81～82	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域公共案件について、エネルギー基本計画に基づき一定の配慮することは理解できる。その運用が健全に行われることを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域公共案件が地域振興に貢献することを期待している。 ▶ 地域公共案件の対象について、地方公共団体の出資や強い関与が条件となっているところ、その適正な事業実態について十分な監視を行っていくべきである。 ▶ また、保証金の減免により、地域公共案件の運営が健全に実現することが重要であり、万が一にも、地域公共案件以外の事業者との間で、競争条件に不公平が発生しないよう、監視すべきである。
13	82～83	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入札の実施にあたっては、上限価格を非公表とすべきである。 ▶ 太陽光の第5回入札において、応札量が募集量を十分上回ると判断できる場合においても、上限価格は非公表とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上限価格を公表した場合、入札金額が上限価格周辺に微差で張り付いてしまい、価格低減効果を弱める恐れがある。
14	84	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保証金について、現金納付に代わり第三者保証を認める案が示されているが、第三者保証を導入した後の結果を検証し、適正な入札実施、および事業の確実な実施を担保するという制度本来の趣旨に沿っていない場合は、第三者保証の廃止を含め必要な見直しを行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 第三者保証の利用により、入札参加者は自らの努力により現金を用意する必要がなくなり、その結果として事業を確実に実施するインセンティブが消失する恐れがある。
—	85～88	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入札結果の検証に際しては、国民負担抑制に効果があったのか、導入量のコントロールに寄与したのか、募集容量や上限価格は適正であったのか、エリア内の需給バランスは適正に維持されたのか等の観点から、2019年度の入札結果について幅広く検証を行い、必要な見直しを継続して行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入札制度は、導入量と買取額（＝国民による賦課金負担額）の膨張の可能性がある区分について、買取価格の低減を通じて、国民負担抑制に加え、事業者が得る利益やビジネスとしての魅力の適正化をもたらすとともに、エネルギーミックスに掲げた導入量との整合性を持たせた形での導入につながることを期待できる。 ▶ その実効性を高めるためには、調達価格等算定委員会における募集容量や上限価格の慎重な検討・設定が極めて重要である。

(4) IRR（内部収益率）の扱いについて

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
—	27～28	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業用太陽光発電におけるIRRの設定について、資金調達コストの低減を反映し、「2019年度の想定値を4%」とすることを評価する。次年度以降も断続的にIRRの引き下げに向けた検討が行われるべきである。 ▶ 再生可能エネルギー発電事業者による適切なビジネスリスク負担の下での「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を実現するため、調達価格算定時に利用するIRRは、据え置きとせず、すべての電源において一段の引き下げを検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般に事業者は、商品・サービスの市場動向を注視して先々の見通しを立て、自らの能力・リスクの下で、将来においても売り上げを確保するための経営判断を行っている。 ▶ 一方、FIT制度におけるIRRの存在は、再生可能エネルギー発電事業者に対し、すべての国民が負担している賦課金を基にビジネスリスク極小化と安定的な経営を約束している。 ▶ 賦課金は毎年積み上がる仕組みであることから、今後も確実に賦課金負担が増加する状況を鑑みて、一般的な感覚では受け入れることができない国民負担によるビジネスリスク極小化を現状のまま看過することはできない。

2. 分野別事項

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
12	20～21	<p><事業用太陽光></p> <ul style="list-style-type: none"> 入札制度におけるコスト低減効果を確認したうえで、事業用太陽光の入札範囲を2019年度は「500kW以上」へ拡大し、今後も段階的に対象範囲を拡大する方針が示されたことを評価する。今後すみやかに「100kW以上」への対象拡大を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民負担抑制のため、入札制度の対象を拡大し、事業者間の競争の更なる進展とコスト低減効果を創出することが必要である。
5	—	<ul style="list-style-type: none"> 入札対象範囲外の調達価格を低減させるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札対象外の調達価格が入札価格よりも高い場合は、対象外の案件の開発増加をもたらす恐れがある。 その場合、入札制度導入によるコスト低減効果を創出することができなくなり、国民負担抑制につながらない。
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの廃棄費用積み立てが適正に行われているか継続的に確認し、廃棄費用が不足する事態を未然に防ぐべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の資金繰りや経営判断によっては、廃棄費用の積み立てが行われず、必要額と比較して不足する可能性がある。 その結果、不要となった設備等が不法投棄され、環境破壊や設備に利用されている資源の再利用機会を逸失する恐れがある。
11	28～31	<p><住宅用太陽光></p> <ul style="list-style-type: none"> 「2025年に運転開始する平均的な案件で売電価格が卸電力市場価格並み」という価格目標を目指しながら、コスト低減に向け、今後意欲的な調達価格等の設定が行われるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> FIT制度における2018年度の買取費用総額は既に3.1兆円に達しており、エネルギーミックスで想定された買取費用総額(3.7～4.0兆円)に迫っている。国民負担の抑制は喫緊の課題である。
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 2019年11月から買取期間が満了となる設備が発生する。 FIT制度の下で導入された太陽光発電設備が引き続き適切に活用されるよう、自家消費や売電の方法等の情報発信を強化すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 買取期間終了後も当該発電設備が自立した形で適正に活用されることがFIT制度本来の目的である。 法人と比較し情報収集能力に乏しい個人が、買取期間が終了し収益を生まなくなったとして、太陽光パネル等の設備を安易に放棄するような事態にならないようにすべきである。
—	—	<ul style="list-style-type: none"> FIT買取期間終了案件の発生にともない、太陽光パネルの廃棄数が増加する可能性があるため、パネルに利用されている材料のリサイクル技術の開発支援や廃棄費用を確実に積み立てる仕組みを検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの処分数の増加が見込まれる中で、材料であるアルミや銀、ガラスなどの適正処理や有効活用を促進するべきである。
—	43～44	<p><風力></p> <ul style="list-style-type: none"> 洋上風力発電について、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づいて占有公募制度を運用するにあたっては、公布日から最長2年間、入札時の上限価格を公表することとなっている。その際には、価格目標の達成を見据えた上限価格の設定を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の買取価格(36円/kWh)と価格目標(8～9円/kWh)には大きな開きがあり、早急な買取価格・上限価格の引き下げが必要である。
—	55～62	<p><バイオマス></p> <ul style="list-style-type: none"> バイオマス発電における新規燃料の取扱いについて、安易にFIT制度の対象とすることに強く反対する。 	<ul style="list-style-type: none"> FIT制度の目的は、「再生可能エネルギーの導入促進を通じて、我が国の国際競争力の強化及び我が国産業の振興、地域の活性化その他国民経済の健全な発展に寄与すること」である。そのためには、国産の燃料活用を重視することが必要である。 すでに輸入材を中心とした大規模一般木材等の認定量が急増している中で、さらに輸入に

			<p>よる調達を中心となることが見込まれる新規燃料を対象に加えることが、上記主旨に沿っているのか、疑問である。</p> <p>▶ 今後、総合資源エネルギー調査会の下に検討の場が設けられる方針であるが、食料との競合や加工プロセスにおける環境負荷のみならず、国民負担で支える FIT 制度の主旨に照らして相応しいのかも含めて、極めて慎重な検討が行われるべきである。</p>
—	62	<p>▶ バイオマス液体燃料の持続可能性に係る確認の更なる経過措置について、既認定案件の第三者認証における持続可能性の確認はすでに1年間の猶予が設けられており、事業者の事情を斟酌することも重要であるが、安易に延長すべきではない。</p>	<p>▶ 経過措置は基本的に例外的対応である。今後 FIT 制度において様々な施策が実施される中で、事業者が経過措置を見込んで対応するようになってはならない。延長する場合であっても、再延長しない旨を付記するなど、厳正に対応すべきである。</p>
—	—	<p>▶ 一般木材等バイオマスにおける、既認定案件の設備発注期限は厳正に適用すべきである。</p>	<p>▶ 同区分における認定量が多くなり、設備の発注量が増加して需給がひっ迫すること等も考慮し、設備発注期限は認定日から2年と設定されている。</p> <p>▶ しかし、期限を安易に延ばすことは、発電設備の価格下落を待ってから発注し、利益の拡大を図る動きを誘発する恐れがある。</p>

3. その他

(1) 適切な情報開示の実施

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<p>▶ 直近の認定・導入量を基にした将来的な国民負担の試算および公表回数を増やすべきである。</p>	<p>▶ 認定量を基にした賦課金等の見通しについては、2014年9月30日の総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会（第4回）で公表されて以降、政府としての正式な発表はない。</p> <p>▶ FIT 制度は幅広くかつ長期にわたり国民全体に対し負担を求める制度である。将来の分も含めて、その負担程度や用途、効果について分かりやすく説明することにより、制度の透明性を高めるべきである。</p>

(2) 調達価格等算定委員会における多角的な視点からの議論

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<p>▶ 再生可能エネルギー特別措置法第72条第2項（委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる）の趣旨を踏まえ、需要側の電力多消費業界団体など関係者や専門家等の資料提出、会議出席等による協力を求め、多角的な視点から議論を深めるべきである。</p>	<p>▶ 電力は社会・経済活動の基礎を支える重要なインフラであり、それに関わる主体はインフラサービスを提供する側と受ける側に分けるとともに、その維持・運用のために政府が果たす役割も大きい。</p> <p>▶ 「再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立」を図るためにも、需要側の意見も聞きながら議論を行うことが必要である。</p>
—	—	<p>▶ 経営実態を踏まえた検討を行うため、調達価格等算定委員会に中小企業を含む産業界の電力ユーザーの立場の委員を加えるべきである。</p>	

(3) 事業計画等を提出する際のエビデンス添付の義務化

該当資料・主な掲載ページ		意見	理由
省令案の概要	平成31年度以降の調達価格等に関する意見		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 入札参加資格の審査や認定申請の際等に提出する事業計画等の書類に、当該書類の記述内容の正確性を担保するエビデンスの添付を義務づけるべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発電事業者が政府に提出する書類等の情報に虚偽が含まれていた場合、例えばその内容が調達価格の算定に使われるものであれば、根拠に乏しい国民負担の増加につながる恐れがある。 ▶ 発電事業者が毎年提出している「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」についても、現状では各費用項目に関する証憑書類の提出が不要とされており、虚偽報告を防ぐことは極めて難しい。

以上